

議案第 11 号

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 10 日

提出者 杉並区長 田 中 良

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例（平成 14 年杉並区条例
第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

（4） 公益社団法人杉並区シルバー人材センター

第 2 条 公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部を次のように改正
する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

（5） 公益社団法人杉並区成年後見センター

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、規則
で定める日から施行する。

（提案理由）

公益社団法人杉並区シルバー人材センター及び公益社団法人杉並区成年後見セン
ターを職員を派遣することができる団体とする必要がある。

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表

第1条による改正（公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>公益社団法人杉並区シルバー人材センター</u></p> <p>2及び3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>

第2条による改正（公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>公益社団法人杉並区成年後見センター</u></p> <p>2及び3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2及び3 略</p>